

- ① 新基準値に対応した飼養管理の徹底
- ② 放射性物質検査
- ③ 検査結果に応じて出荷制限

により安全確保。

農林水産省「農業生産現場における対応について」より作成

農林水産省

畜産物については、放射性物質への対応として、①安全な飼料の給与等、家畜の適切な飼養管理の徹底、②出荷前の放射性物質検査の実施、③検査結果に応じた出荷制限の措置等を行うことで、安全性の確保が図られています。

本資料への収録日：2013年3月31日

食品の放射性物質の基準値（一般食品100Bq/kg、牛乳50Bq/kg）を超えた畜産物等が流通しないよう、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を設定

	暫定許容値(Bq/kg)
牛	100
豚	80
鶏	160
（ 養殖魚	40 ）

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

生産された畜産物が基準値を超えることがないよう、給与される飼料について、放射性セシウムを指標として暫定許容値が設けられています。

また、養殖魚用の餌についても、畜産物の飼料と同様、暫定許容値が設けられています。

本資料への収録日：2015年12月1日

改訂日：2019年3月31日

1. 暫定許容値以下の飼料（牧草等）を給与する等の適切な飼養管理の徹底



2. 暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

畜産物の生産に当たっては、暫定許容値以下の飼料を給与する等の飼養管理が徹底されています。

また、牧草地においては、反転耕等の除染対策（下巻 P66「農産物に係る放射性物質の移行低減対策（1/5）－農地の除染－」）により、暫定許容値以下の飼料が生産できるような取組が推進されています。

本資料への収録日：2015年12月1日

改訂日：2017年3月31日

① 牛肉

4県（岩手、宮城、福島、栃木）では、農家ごとに3か月に1回程度検査を実施。ただし、対象自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認した農家については、12か月に1回程度検査。

なお、過去3年間に於いて基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出されることがない農家で飼養される牛で、飼料の流通・利用の自粛対象外であるほ場で生産された飼料又は輸入飼料のみが給与され、かつ、自粛対象のほ場で生産された飼料の誤用防止措置が取られていることを県が確認し、検査の必要がないと認める牛については検査を要しないことができる。

② 乳

福島県で定期的に検査を実施。

ただし、適切な飼養管理が行われていることを確認し、出荷制限が解除されてから3年を経過した区域で生産された原乳のみを取り扱っており、かつ、直近3年間の検査が全て基準値1/2以下であるクーラーステーション等を除く。

原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（2021年3月26日）より作成

農林水産省

牛肉については、4県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県）で全戸検査を実施することとされています。ただし、飼料の流通・利用の自粛対象のほ場で生産された飼料の誤用防止措置がとられていること等、適切な飼養管理を実施していることを自治体を確認した農家については、検査を要しません。

また、福島県では、乳についても定期的に検査が実施されています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2022年3月31日

	検査期間	検査点数	基準値超過 点数	超過割合
原乳	事故後から2011年度まで	1,919	8	0.4%
	2012年度	2,421	0	0%
	2013年度	2,040	0	0%
	2014年度	1,846	0	0%
	2015年度	1,414	0	0%
	2016年度	1,450	0	0%
	2017年度	770	0	0%
	2018年度	610	0	0%
	2019年度	505	0	0%
	2020年度	273	0	0%



	検査期間	検査点数	基準値超過 点数	超過割合
牛肉	事故後から2011年度まで	78,299	1,043	1.3%
	2012年度	153,262	6	0.004%
	2013年度	193,418	0	0%
	2014年度	186,937	0	0%
	2015年度	220,862	0	0%
	2016年度	211,703	0	0%
	2017年度	211,302	0	0%
	2018年度	209,940	0	0%
	2019年度	203,868	0	0%
	2020年度	19,767	0	0%
豚肉・ 鶏肉・ 鶏卵	事故後から2011年度まで	1,066	6	0.6%
	2012年度	1,586	1	0.1%
	2013年度	1,486	0	0%
	2014年度	1,180	0	0%
	2015年度	908	0	0%
	2016年度	796	0	0%
	2017年度	600	0	0%
	2018年度	541	0	0%
	2019年度	531	0	0%
	2020年度	343	0	0%

※集計対象：食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において、検査対象自治体となっている17都県

畜産物中の放射性物質の検査結果について（農林水産省）、食品中の放射性物質の検査結果について（厚生労働省）より作成

家畜は、飼料中の放射性物質が少なくなるよう管理しています。

■飼料中の放射性セシウム濃度暫定許容値

牛、馬用飼料 100Bq/kg

豚用飼料 80Bq/kg

鶏用飼料 160Bq/kg

養殖魚用飼料 40Bq/kg

原乳は2011年4月以降は全て基準値となる50Bq/kg以下となっています。また、牛肉、豚肉については、2013年度以降に基準値となる100Bq/kgを超過したものはみられません。鶏肉及び鶏卵については、基準値を超過したものは今までありません。なお、これらの基準値は、2012年4月より設定された値です（2011年度は暫定規制値が適用されていましたが、2012年以降の結果と比較するために、現在の基準で集計しております）。

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2022年3月31日